

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可（二件）…（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課・都市基盤部街路計画課）…一
- 土地区画整理事業の施行認可…（都市整備局市街地整備部区画整理課）…一

### 告示（選）

- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数…二
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数…二
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に八十万以下の場合）にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数…二

### 告示（公）

- 技能検定員審査の実施…三

### 告示（下水）

- 指定納付受託者の指定…四
- 開発行為に関する工事完了…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…四
- 低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定…（環境局環境改善部大気保全課）…四
- 土地改良区役員の就退任…（産業労働局農林水産部農業振興課）…五
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出…（下水道局）…六
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定…（同）…六

## 告示

### 東京都告示第千三百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
令和四年十月七日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 荒川区 東京都市計画公園事業第三・三・百二十八号天王公園
- 三 事業施行期間 令和四年十月七日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 荒川区南千住六丁目地内

### 東京都告示第千三百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
令和四年十月七日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 練馬区 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百三十二号線
- 三 事業施行期間 令和四年十月七日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 練馬区石神井町三丁目地内

### 東京都告示第千三百五十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき稲城市立稲城第一小学校南土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。  
令和四年十月七日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 事業施行期間 令和四年十月七日から令和六年三月三十一日まで
- 三 施行地区 稲城市大字東長沼字三号及び字五号の各一部

四 土地区画整理事業の名称

稲城市立稲城第一小学校南土地区画整理事業

五 事務所の所在地

稲城市東長沼二千百十一番地

六 施行認可の年月日

令和四年十月七日

七 施業者の住所

稲城市東長沼二千百十一番地

八 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

九 公告の方法

稲城市役所の掲示板に掲示する。

### 告 示 (選)

#### ●東京都選挙管理委員会告示第百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和四年十月七日

東京都選挙管理委員会

一一三〇、三〇〇

#### ●東京都選挙管理委員会告示第百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による東京都にお

ける選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年十月七日

東京都選挙管理委員会

一、五三九、三七三

#### ●東京都選挙管理委員会告示第百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年十月七日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	18,168
中央区選挙区	46,515
港区選挙区	68,364
新宿区選挙区	92,102
文京区選挙区	61,864
台東区選挙区	57,258
墨田区選挙区	78,087

江東区選挙区 137,838

品川区選挙区 113,139

田原区選挙区 78,374

大田区選挙区 169,744

世田谷区選挙区 195,576

渋谷区選挙区 64,416

中野区選挙区 94,824

杉並区選挙区 148,056

豊島区選挙区 77,474

北区選挙区 96,893

荒川区選挙区 57,284

板橋区選挙区 145,801

練馬区選挙区 170,046

足立区選挙区 161,810

葛飾区選挙区 127,597

江戸川区選挙区 159,853

八王子市選挙区 145,829

立川市選挙区 51,775

武蔵野市選挙区 41,706

三鷹市選挙区 53,025

青梅市選挙区 37,435

府中市選挙区 72,305

昭島市選挙区 31,685

町田市選挙区 120,632

小金井市選挙区 34,727

小平市選挙区 53,795

日野市選挙区 52,306

西東京市選挙区 57,374

西多摩選挙区	68,778
南多摩選挙区	67,212
北多摩第一選挙区	85,931
北多摩第二選挙区	57,383
北多摩第三選挙区	90,209
北多摩第四選挙区	53,728
島部選挙区	6,873

### 告 白 (公)

#### ●東京都公安委員会告示第300号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月7日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

- 1 審査の種類  
普通自動車免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格  
普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。
- 3 審査項目及び審査細目  
（1）技能検定に関する技能  
ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能  
イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2) 技能検定に関する知識

- ア 教則の内容となっている事項
- イ 自動車教習所に関する法令についての知識
- ウ 技能検定の実施に関する知識
- エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

- 規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者
- 5 審査の日時及び場所  
（1）日時

令和4年11月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1

番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和4年10月20日（木曜日）及び同月21日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和4年10月11日（火曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

19,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視

庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第

2 1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具

(ア) 黒色又は青色のボールペン

(イ) 赤色のボールペン

(2) 服装

自動車運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課  
電話 03 (3581) 4321 内線7251-5275

告示(下水)

●東京都下水道局告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二三第一項の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年十月七日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

一 指定納付受託者の名称及び所在地

S B ペイメントサービス株式会社

港区海岸一丁目七番一号

二 指定年月日

令和四年九月二日

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十月七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

立川市西砂町一丁目七十九番  
十二及び八十番三から同番五  
号  
昭島市松原町一丁目二番四  
号  
株式会社ランディックス  
代表取締役 石塚 忍

三鷹市北野四丁目百十七番五  
及び百十八番四  
の二十八  
立川市泉町九百三十五番地  
大和ハウス工業株式会社  
稲村 敏伸

支配人

低NOx・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定につ

いて

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五十五号)第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NOx・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

令和四年十月七日

東京都知事 小池 百合子

一 認定した機器等

(一) グレードA

別記一のとおり

(二) グレードA

別記二のとおり

(三) グレードH

別記三のとおり

二 認定年月日

令和四年八月一日

別記一 グレードA 認定番号 GAX二二〇〇一 GAX二二〇〇二 GAX二二〇〇三 GAX二二〇〇四	認定機器の種類 温水発生機 同右 ガスヒートポンプ 同右	代表型式の名称 VEC-25HEII-WHほか七型式 VEC-30HEII-WHほか七型式 GCP4501MA3ほか七型式 GCP7101MA3ほか七型式	申請者の氏名又は名称 株式会社ヒラカワ 同右 三菱重工サーマルシステムズ株式会社 同右
別記二 グレードA 認定番号 GAX二二〇〇一 GAX二二〇〇二 GAX二二〇〇三 GAX二二〇〇四 GAX二二〇〇五	認定機器の種類 温水発生機 同右 同右 ガスヒートポンプ 同右	代表型式の名称 VEC-40HEII-WHほか七型式 VEC-30ESNII-WHほか七型式 VEC-40ESNII-WHほか七型式 GCP5601MA3ほか七型式 GCP8501MA3ほか七型式	申請者の氏名又は名称 株式会社ヒラカワ 同右 同右 三菱重工サーマルシステムズ株式会社 同右
別記三 グレードH 認定番号 GHX二二〇〇一 GHX二二〇〇二	認定機器の種類 蒸気ボイラー 同右	代表型式の名称 WF-1500GEX-H WF-2000GEX-H	申請者の氏名又は名称 川重冷熱工業株式会社 同右

土地改良区役員の就退任について

五日市土地改良区理事長天野雅之から令和四年九月十五日付けで役員の就退任届があったので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により公告する。

令和四年十月七日  
東京都知事 小池百合子

一 退任	退任年月日	令和四年四月十九日
役職名	住 所	氏 名
理事	あきる野市小和田百十九番地	天野 雅之
		理事長
同右	あきる野市小和田百二十二番地	榎本 和夫
		副理事長
同右	あきる野市五日市千二百一十番地	市倉 俊哉
		会計
同右	あきる野市小和田百六十七番地五	宮崎 恒雄
		総務
同右	あきる野市留原六百九十一番地	松本 廣一
		廣一
監事	あきる野市深沢三百六十二番地	南澤 勝久
		総括監事
同右	あきる野市五日市千二百九番地	富男
		富男
二 就任	就任年月日	令和四年四月二十日
役職名	住 所	氏 名
理事	あきる野市小和田百十九番地	天野 雅之
		理事長

同右 あさる野市小和田百六 宮崎 恒雄 副理事  
 十七番地五 長・総務

同右 あさる野市五日市千二 庄 富男  
 百九番地

同右 あさる野市五日市千二 市倉 俊哉 会計  
 百一番地

同右 あさる野市小和田百六 宮崎誠一郎  
 十一番地

監事 あさる野市小川六百三 森田 康大  
 十三番地

員外監 あさる野市野辺七百五 青木 邦彰  
 番地

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出に  
 ついて

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都  
 下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都  
 指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があつ  
 たので、同規程第七条の規定により公告する。

令和四年十月七日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年 新商号又 旧商号又は 事業所  
 月日 指定番号 は名称 名称 所在地

令和四 五六一七 株式会社 株式会社グ 東大和市清  
 年八月 グランド ランドプラ 水六丁目千  
 八日 プラン東 ン練馬支店 百五十四番  
 地の一メ  
 ゾン清水Ⅱ  
 一〇一号室

二 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は 新事業所 旧事業所  
 月日 名称 所在地 所在地

令和四 五六一七 株式会社 東大和市清 練馬区西大  
 年八月 グランド 水六丁目千 泉五丁目十  
 八日 プラン東 百五十四番 七番一〇号  
 大和支店 地の一メ ジュノーム  
 ゾン清水Ⅱ カイ四〇一  
 一〇一号室 号室

同日九 三四八七 株式会社 板橋区成増 板橋区三園  
 日 北幸設備 三丁目五番 一丁目三十  
 工業 一〇一 六番一〇号

同日十 〇一三七 小林設備 品川区大崎 品川区大崎  
 日 工業株式 三丁目一番 三丁目五番  
 会社 八号 二号

三 代表者を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は 新代表者名 旧代表者名  
 月日 名称 名称

令和四 二五五九 有株式会社 橋本 隆幸 橋本 光隆  
 年八月 橋本工業 所

同日十 五〇八六 東洋管機 土屋 景 土屋 英明  
 七日 工業株式 会社

同日十 二五二五 有株式会社 五十嵐正勝 中村 保三  
 九日 関中水道 鈴木 哲也 鈴木 俊一  
 同日二 三三〇〇 城南設備 鈴木 哲也 鈴木 俊一  
 十三日 工業株式 会社

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九  
 号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者  
 を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業  
 者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七

条の規定により公告する。

令和四年十月七日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

一 指定した事業者

指定番号 商号又は 代表者 事業所所在地  
 名称

五八三三 株式会社 濱屋 陽一 東村山市多摩湖町一  
 ポノワ 丁目十三番地二十二

五八三四 株式会社 金園 一貴 板橋区東新町一丁目  
 結城総建 三十四番十二号

五八三五 イクテク 築地まゆこ 青梅市新町五丁目二  
 ト 十八番地の十三

二 指定年月日

令和四年八月十日

一 指定した事業者

指定番号 商号又は 代表者 事業所所在地  
 名称

五八三六 株式会社 山本 魁栄 八王子市大谷町五十  
 サキガケ 四番地七十八

五八三七 尾藤設備 尾藤 龍二 中野区弥生町一丁目  
 一〇二番地

五八三八 有株式会社 小野 賢悦 大田区大森中三丁目  
 八広建興 九番十三号

五八三九 株式会社 久保誠二郎 足立区加賀一丁目十  
 AQUA 七番十五号

二 指定年月日

令和四年九月七日

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一〇号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二二)一一一一(代) 郵便番号 113-0001

FSC ミックス 紙 FSC® C006270

リサイクル適性